

気象業務百五十周年記念式典
最高裁判所長官 祝辞

天皇陛下の御臨席を仰ぎ、気象業務百五十周年記念式典が挙行されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

我が国において、気象業務は、百五十年前の明治八年に開始されて以来、その時々最新の科学技術を駆使して、自然現象を監視・予測するとともに、防災に資する情報を社会に提供し続けてきました。今日、気象業務が充実発展を遂げ、国民の揺るぎない信頼を得るに至りましたことは、誠に御同慶の至りであります。我が国は、その地理的な条件から、台風、豪雨、地震、火山噴火などの災害に度々見舞われてきましたが、気象業務は、それら自然災害から国民の生命、財産を守るものとして大きく貢献し、社会に必要不可欠なものとなっております。これも、気象業務に携わる関係各位の御尽力の賜物であると存じます。

現代の高度に発達した社会においても、大規模な自然災害により国民の暮らしや経済が受ける影響は大きく、また、国民の気候変動に対する危機感も一層高まっています。このような中であって、気象業務が担うべき役割は、更に重要性を増しており、将来にわたって気象業務が健全に発達することへの国民の期待は、ますます大きなものとなっています。

本日の式典に当たり、気象業務の発展の歩みを顧み、その運営に貢献された各位に対し、深甚なる敬意を表しますとともに、気象業務が一層の発展を遂げられますことを祈念いたしまして、私の祝辞といたします。

令和7年6月2日

最高裁判所長官 今崎 幸彦